

浦安市いじめ防止基本方針

平成 2 8 年 4 月 1 日

浦安市・浦安市教育委員会

(平成 3 0 年 4 月 1 日改定)

(令和 6 年 4 月 1 日改定)

はじめに	1
------	---

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念	2
2 いじめの定義	
(1) いじめの定義	2
(2) 定義に基づくいじめの判断をする際の留意点	2
3 いじめの防止等に関する基本的な考え方	
(1) いじめの防止	4
(2) いじめの早期発見	5
(3) いじめへの対処	5
(4) 地域や家庭との連携について	5
(5) 関係機関との連携について	5

第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

1 いじめの防止等のために市及び教育委員会が実施する施策	
(1) いじめの防止等のための体制整備	6
(2) 教育委員会の具体的な取組	6
2 学校及び学校の教職員の役割	
(1) いじめの防止等のための体制整備	10
(2) 具体的な取組	11
3 保護者の役割	16
4 市民の役割	16
5 重大事態への対処	
(1) 学校の設置者又は学校による調査	17
(2) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置	18

第3 いじめの防止等のための対策に関する重要事項

1 評価及び検証方法	19
2 市基本方針の見直し	19

はじめに

いじめは、受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、絶対に許されない行為である。しかし、いじめは、どの学校の、どの学級の児童生徒にも起こりうるものであり、本市においてもいじめの防止等に対する取り組みが積極的に行われているにもかかわらず、依然として憂慮すべき事態が続いている。

いじめを防止するためには、市民が子どものいじめに関する課題意識を共有するとともに、自己の役割を認識し、また、子ども自らも安心して暮らすことができる豊かな社会や集団を築く一員であることを自覚し、いじめを許さない風土づくりを一層進めていかななくてはならない。

浦安市では（以下「市」という。）、「人が輝き躍動するまち・浦安」の実現に向け、市民一人ひとりが生き生きと暮らし、未来を担う子どもたちが、大人になったとき、浦安で育ったことを「誇り」に感じ、社会で活躍する姿を思い描きながら、各施策や事業を展開している。

また、浦安市教育振興基本計画である「浦安市教育ビジョン」（令和２年度～令和１１年度）においては、「学び 育み 認め合い『未来を創造する』人づくり」を基本理念に掲げ、学校、家庭、地域及び行政が連携し取り組んでいる。

平成２８年４月に、市及び教育委員会が策定した「浦安市いじめ防止基本方針」（以下「市基本方針」という。）は、国のいじめ防止対策推進法（平成２５年法律第７１号。）第１２条に基づき、及び千葉県いじめ防止対策推進条例（平成２６年千葉県条例第３１号。）第６条を受け、国のいじめの防止等のための基本的な方針（平成２５年１０月１１日文部科学大臣決定。）及び千葉県いじめ防止基本方針（平成２６年８月２０日策定。）を参酌し、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するためのものである。さらに、平成２９年３月に国が「いじめ防止等のための基本的な方針」を改定したことを受け、平成２９年１１月には、県が「千葉県いじめ防止基本方針」を改定し、その内容を反映させるために本市も改定した。

さらに、令和４年度に生徒指導提要在改訂されたことから、その内容を反映させ、より実効的にいじめ防止等の取組を推進することができるよう市基本方針を一部改定し、すべての子どもたちが安心して学ぶことのできる学校づくりを一層推進する。

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

すべての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与える。

そのため、市及び教育委員会は、以下の基本理念を掲げ、いじめの防止等のための対策を推進する。

(1) いじめが全ての児童生徒に関係する問題であることに鑑み、児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。

(法第3条第1項より)

(2) 全ての児童生徒がいじめを行わず、他の児童生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめは絶対に許されない行為であること、及び児童生徒の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童生徒の理解を深めることを旨として行う。

(法第3条第2項より)

(3) いじめを受けた児童生徒及びいじめを受けた児童生徒を助けようとした児童生徒の生命及び心身を保護することが何よりも重要であることを認識しつつ、市、学校、地域、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

(法第3条第3項より)

2 いじめの定義

(1) いじめの定義

法第2条に基づき、次のとおり定義する。

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 定義に基づくいじめの判断をする際の留意点

ア 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

イ いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。

ウ 本人がいじめを否定する場合が多々あることを踏まえる。

エ いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第 22 条「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

オ 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

カ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、所有物を隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため背景にある事情の調査を行い、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

キ インターネット上で特定の児童生徒に対する悪口が書かれていたものの、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

ク いじめの定義に該当すると判断した場合において、例外的に厳しい指導を要しない場合があり得る。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合がある。このような場合、学校は、行為を行った児童生徒に悪意はなかったことを十分加味しつつ、他方でこの種の行為がストーカー行為等の規制等に関する法律（平成 12 年 5 月 24 日法律第 81 号）が定める「つきまとい等」に当たることを考慮した上で対応する必要がある。

また、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合においても、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。

ケ 具体的ないじめの態様としては、以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする

- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
 - 金品をたかられる
 - 所有物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
 - 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
 - パソコンや携帯電話（スマートフォンを含む。以下、総称して「携帯電話等」という。）で、誹謗中傷されたり、人に知られたくない情報を公開されるなどの嫌なことをされる 等
- コ 児童生徒が行った行為がいじめを意図して行った行為ではなく、また、1回のみで継続して行われた行為ではなくても、その行為によって児童生徒が心身の苦痛を感じている場合は、いじめとして認知して適切に対応する必要がある。

3 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの防止

児童生徒自らがいじめに関する問題を主体的かつ真剣に考えることができる場や取組を通じて、「いじめは絶対に許されない」ことの理解を促し、互いに良好な関係を築くことができる取組を通じて、望ましい人間関係、集団づくりを推進するとともに、人権教育や道德教育を中心とした全教育活動において、個性ある存在として他者を尊重し思いやる気持ちや規範意識等を養い、かけがえのない存在として自己肯定感を高め自信を持たせたりすることが必要である。

また、法教育・人権教育の視点から、いじめ問題を考える取組を推進することが必要である。具体的には、被害者の視点からいじめを人権問題として捉え、差別などの不当な扱いについて「人権の保障」を求める具体的な法的知識を身に付けさせること。加害者の視点では、いじめ（加害）の行為により本人や保護者が背負う法的な責任を実例をもとに学習し、倫理的な責任と併せて考察する等の取組を推進することが必要である。

それらに加え、いじめ問題への取組の重要性について市民全体に認識を広め、地域及び家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速かつ適切な対処の前提であり、定期的なアンケート調査、教育相談の実施及び電話相談窓口の周知等により、児童生徒が速やかに相談できる体制を学校内外に整備する取組が重要である。

また、教職員をはじめ、児童生徒を取り巻く大人が、児童生徒のささいな変化に気づく力を高めることが必要である。

(3) いじめへの対処

いじめの防止等の対策に関する基本理念にあるように、いじめを受けた児童生徒及びいじめを受けた児童生徒を助けようとした児童生徒の生命及び心身を保護することが最優先である。

児童生徒を徹底して守り抜くために、学校は組織として対応し、家庭及び教育委員会と連絡を密にし、必要に応じて関係機関と速やかに連携を図ることが重要である。

また、いじめを行った児童生徒に対して事情確認した上で、毅然として適切な指導を行い、再発防止を徹底する。

(4) 地域や家庭との連携について

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校は地域や家庭との連携を図ることが重要である。

また、平素から積極的な情報発信に努めるなど家庭との連携強化に努め、いじめを含む問題行動が発生した際に、迅速に協力し、対処できる体制を確立しておくことが重要である。

(5) 関係機関との連携について

個別の事案への対応はもとより、いじめの未然防止や早期発見の観点からも学校及び教育委員会と関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局など）相互の連携は重要である。

特に、「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

学校と関係機関との連携を促進するため、市は学校が関係機関に協力を要請しやすい環境を整えることが必要である。また、連携の成果を高める

ためには、具体的な事例に基づき、どのような協力が可能なのか等、平素から検討しておく必要がある。

第2 いじめの防止等のための対策に関する事項

1 いじめの防止等のために市及び教育委員会が実施する施策

(1) いじめの防止等のための体制整備

ア 地方いじめ防止基本方針の策定

市及び教育委員会は、法第12条に基づき、及び条例第6条を受け、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「浦安市いじめ防止基本方針」を策定する。

イ 教育委員会のいじめ対策組織の設置

本市が設置する学校に在籍する児童生徒におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処、いじめによる重大事態の判断及び重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う主体の決定、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査及びその他、いじめの問題に関する必要な事項について調査審議するため、教育委員会にいじめ対策本部(以下「対策本部」という。)を設置する。(平成27年4月1日施行)

ウ 教育委員会の附属機関の設置

いじめの防止等のための対策を実効的に行うため、並びにいじめによる重大事態に係る事実関係を明確にし、当該重大事態への対処及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止を図るため、条例により浦安市いじめ対策調査委員会(以下「対策調査委員会」という。)を設置する。(平成27年4月1日施行)

なお、委員は優れた識見を有する第三者を持って構成し、公平性・中立性を確保する。

エ いじめの問題等についての法律相談

教育委員会及び市立小・中学校からの、いじめの問題等に係る法律相談を実施する。

(2) 教育委員会の具体的な取組

「浦安市教育ビジョン」の基本理念を具現化していくための中核となる、「小中連携・一貫教育」を基本とし、継続的・系統的な学習指導や生徒指導及び児童生徒と地域の方々との交流を推進する。

ア いじめの予防・早期発見のための取組

(7) 心の教育の充実推進

児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた人権教育、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

☆ いじめの未然防止教育

いじめに特化した未然防止教育についても推進する。

(イ) 児童生徒の活動の推奨

いじめの防止に資する活動であって、児童生徒が自主的に行う活動を奨励するとともに周知させ、自分がいじめを受けた際に適切に対処する力（いじめに負けないための力）の育成を推進する。

(ウ) 特別な教育的ニーズのある児童生徒への支援

特別な教育的ニーズのある児童生徒は、物事の見方、捉え方及び感じ方等に特性があることから、個々の教育的ニーズを把握し、適切な支援を提供することが必要である。

そこで、具体的な支援方法について教職員の理解を深めるよう、まなびサポート研修会等で専門性や指導力の向上を図る。

(エ) 人材の確保及び資質の向上

児童生徒が発する小さなサインを見逃さないよう、今まで以上に少人数教育推進教員、学年教科支援教員及び心身障がい児支援員等を配置する中で、児童生徒を見守る環境の構築に努める。

また、生徒指導主事（主任）研修会、スクールライフカウンセラー研修会、養護教諭研修会、道徳教育推進教師研修会、学校人権教育研修会及び年次研修会等経験や職層に応じた研修において、児童生徒の心の痛みに気付く感性や人権感覚の向上に資するため、いじめ防止等のための対策に係る内容を計画的に実施する。

(オ) スクールライフカウンセラーの配置等

学校に市スクールライフカウンセラーを週4日配置するとともに、県スクールカウンセラーを派遣し、いじめの実態把握に役立てるとともに、いじめを受けた児童生徒及び保護者の相談やケアに応じる体制を強化する。

(カ) いじめ相談窓口の周知徹底

いじめについて児童生徒や保護者が相談できる、子どもと親のサポ

ートセンターで実施している「24時間子供SOSダイヤル」や「教育相談」、国による「子どもの人権110番」、県警察の少年相談窓口「ヤング・テレホン」及び市の「いじめ110番」¹等、学校の相談体制に加えて、児童生徒、保護者及び地域にこれらの相談機関について周知する。また、併せて学校に対して児童生徒及び保護者への周知について指導・助言する。

(キ) いじめの実態把握と指導・助言

毎月学校から報告される「生徒指導状況調査票」により、いじめの発生状況及び対処状況等を把握するとともに、生徒指導主事（主任）会議において、市の実態と対処を報告し、いじめの防止等に努めるよう周知を徹底する。必要に応じて生徒指導担当者が学校を訪問し、教職員からの聴き取りや授業観察等を通して、いじめの実態把握を行うとともに、事案に対しての具体的な対処について指導・助言を行う。

また、市に在住しているが浦安市立小・中学校（以下「市立学校」という。）に在籍していない児童生徒及び市内の県立学校又は私立学校に在籍している生徒がいじめを受けたことを市が認知した場合、必要に応じて当該学校の設置者である地方公共団体の担当部署又は当該学校を運営する学校法人等に通報し、通報先と連携して、当該児童生徒及び保護者に対する支援を行う。

(ク) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

インターネットを通じて行われるいじめは年々増加しており、短時間で深刻な状況に陥りやすいという匿名性が高く、実態を把握して対策をとることが困難である。

インターネットを通じて行われるいじめには、何より家庭との連携が欠かせない。携帯電話等を使用させる場合の家庭内でのルールづくりやマナー等について、保護者への啓発が必要である。

そこで、県「青少年ネット被害防止対策事業²（ネットパトロール）」と連携して実態把握に努めるとともに、児童生徒や保護者がインター

¹ いじめに関わる悩みや不安、訴えなどを、児童生徒やその保護者が一人で悩むことなく相談できるよう、教育委員会が設置した相談電話。

【相談日・時間】月～金曜日・午前9時～午後5時

【専用電話】フリーダイヤル 0120-211-380

² 青少年がインターネットを利用して様々なトラブルに巻き込まれるケースが後を絶たないことから、県が平成23年度から開始した事業で、ネット監視員2名を配置し、パソコンと携帯電話を使用して、県内の全ての中学校、高校、特別支援学校（計約630校）の生徒が行っているSNSなどについて、監視を行っている。

ネットを通じて行われるいじめの防止と効果的な対処ができるよう、学校での情報モラル教育の充実と併せて通信事業者等とも積極的に連携し、専門性の高い講師による「ケータイ・インターネット安全教室」等の実施を計画し、児童生徒及び保護者への啓発活動の充実を図る。

(ケ) 園小中連携の強化

中学校区において、平素から生徒指導に係る取組について協議し、統一した指導方針のもと指導・支援を行うことができるよう、体制の整備を行う。

また、小学校進学時には園での、中学校進学時には小学校でのいじめ事案等について、その内容、指導経過、現在の状況及び今後の指導の留意点等について情報伝達を行うことにより、小学校及び中学校での見守りを確実に行うことができるような体制の整備を行う。

(コ) 学校運営の改善支援

教職員が児童生徒と直接かかわる時間を十分確保し、児童生徒に対する理解を深化させるとともに、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるよう、事務機能の強化など校務支援システムのさらなる整備を図る等、学校運営の改善を支援する。

また、保護者や地域が学校運営に参画する学校評議員会等の活用により、いじめの問題など、学校が抱える課題を共有し地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進する。

イ いじめの対応のための取組

(ア) いじめに対する措置

法第 23 条第 2 項の規定による学校からの報告を受けたときは、必要に応じて、当該学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行う。

また、学校からの報告を受けて、いじめを行った児童生徒の保護者に対して学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 35 条第 1 項（同法第 49 条において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該児童生徒の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童生徒及びその他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずる。

(イ) 学校の指導のあり方及び警察への相談・通報による対応

いじめが起きた場合には、いじめを受けた児童生徒及びそれを助けようとした児童生徒の生命及び心身を保護するとともに、加害児童生徒に対しては、学校を通じ、事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切かつ継続的に指導及び支援するために必要な措置を講じることとする。これらの対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力及び関係機関・専門機関との連携の下で取り組むよう学校に指導・助言する。

また、いじめの中には、犯罪行為として早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体、又は財産に重大な被害が生じるような直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、学校での適切な指導・支援や被害者の意向への配慮の下、学校・警察連絡制度³に基づき、警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取ることが必要であることを学校に指導・助言する。

ウ 学校評価の実施

(ア) 学校評価の留意点

いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、その実態把握や対応が促され、日頃からの児童生徒の理解、いじめの未然防止や早期発見、迅速かつ適切な対応及び組織的な取組等を評価するよう、学校に必要な指導・助言を行う。

2 学校及び学校の教職員の役割

(1) いじめの防止等のための体制整備

ア 「学校いじめ防止基本方針」の策定

学校は、法第13条の規定に基づき、国、県及び市基本方針を参酌し、自校におけるいじめの防止等のための取組についての基本的な方向、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」(以下「学校基本方針」という。)として定め、これを学校のホームページ等で公表するほか、入学時や年度初め等、様々な機会を活用して児童生徒、保護者に説明する。

学校基本方針には、いじめ防止のための取組、早期発見・早期対応の在り方、教育相談体制の充実、児童生徒指導体制の確立及び校内研修の充実など、いじめの防止全体に関わる内容を盛り込む。

³ 学校と警察署がより緊密な連携を行うことによって、児童生徒が種々の問題行動及び犯罪を犯すことを防止し、並びに犯罪の被害者になることがないように、児童生徒の健全育成を効果的に推進することを目的とし、教育委員会と千葉県警察本部が協定した制度。

イ 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

学校は、法第 22 条の規定に基づき、学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、当該校の複数の教職員等によって構成される「いじめ防止対策委員会」を組織し常設することとする。日頃からいじめの問題等、児童生徒の指導上の課題に対応するための組織として位置付けている「生徒指導部会」等、既存の組織を活用することも法の趣旨に合致するものである。必要に応じて、心理や福祉の専門家等を活用する。

「いじめ防止対策委員会」の具体的役割は、

- ・ 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成、実行、検証及び修正の中核としての役割
- ・ いじめの相談、通報の窓口としての役割
- ・ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録及び共有を行う役割
- ・ いじめの疑いに係る情報を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定及び保護者との連携等の対応を組織的に実施する役割などが考えられる。

また、学校が重大事態の調査を行う場合は、この組織を母体としつつ、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加える等の方法によって対応することも考えられる。

(2) 具体的な取組

ア いじめの予防・早期発見のための取組

多様性に配慮し、画一的な指導に走らない学校づくりを行う。

(ア) 日常のきめ細やかな観察

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装うなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であってもいじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめをことさらに軽視したりあえて見逃すことなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

そのため、日頃からの児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、気になる情報等を迅速に共有し、全教職員で見守る体制を

つくる。

(イ) 心の教育の充実

学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実及び読書活動・体験活動などの推進により、児童生徒の社会性を育むことに努める。

具体的には、「いじめ」「生命尊重」に関する授業を、道徳や人権教育の年間指導計画等に具体的に位置付け、児童生徒の発達段階に応じて指導内容の工夫を図り確実に実施する。

また、生徒指導の機能を重視したわかる授業の展開に努め、学級や学年及び部活動等で児童生徒一人一人の個性を尊重し、一人一人に活躍の場を与えるとともに、努力した姿等を認め賞賛することで、児童生徒に自信を持たせ、互いに認め合える集団づくりを行う。

☆ いじめの未然防止教育

いじめはいけないことであるということや、傷つけるつもりがなかった行動が相手にとっては不快であったというような事例について、児童に考えさせるような指導を行う。また、法の理解についても取り上げる。

(ウ) 児童生徒活動の活性化

いじめに向かわせない取組として、学校の実態に応じて、児童生徒が自らいじめに関する問題を主体的かつ真剣に考えることができる取組（児童会・生徒会によるいじめ撲滅の宣言や相談箱の設置など）を推進する。

(エ) 障がいがあるなど特別な教育的ニーズのある児童生徒への支援

障がいについて適切に理解した上で、当該児童生徒の、物事の見方、捉え方及び感じ方等の特性を把握し、個々の教育的ニーズに応じた、適切な支援を行う。

具体的な支援方法について教職員の理解を深めるよう、まなびサポート研修会等で専門性や指導力の向上を図る。

(オ) スクールライフカウンセラー等の活用

市スクールライフカウンセラー、県スクールカウンセラーが行う授業や休み時間等の児童生徒の観察を、いじめの実態把握に役立てるとともに、いじめを受けた児童生徒の相談やケアに応じる体制を組織的に位置付ける。また、心理的な見方についての校内研修や児童生徒への心理教育等、予防的な教育相談を行っていく。

(カ) いじめ相談窓口の周知徹底

学校の相談体制に加えて、いじめについて児童生徒や保護者が相談できる相談機関の周知（電話番号を伝えるだけでなく、相談を促すメッセージが伝わるような周知）を確実に行う。

(キ) アンケートの定期的な実施と教育相談体制の整備

日々の観察や教育相談に加え、定期的な学校生活（いじめ）アンケートを実施することで、いじめの早期発見や実態把握に活用するとともに、児童生徒及び保護者が気兼ねなくいじめに関して相談できる体制を整備する。

(ク) インターネットを通じて行われるいじめへの取組

携帯電話等を使用させる場合の家庭内でのルールづくりやマナー等について、保護者への啓発が必要である。

そこで、教育委員会と連携し、県「青少年ネット被害防止対策事業（ネットパトロール）」等を通じて実態把握・早期発見に努めるとともに、児童生徒や保護者がインターネットを通じて行われるいじめの防止と効果的な対処ができるよう、情報モラル教育を計画的に実施するとともに通信事業者等とも積極的に連携し、専門性の高い講師による「ケータイ・インターネット安全教室」等の講演会の実施を推進し、児童生徒及び保護者への啓発活動の充実を図る。

(ケ) 保護者への意識啓発

入学時や年度初め等の保護者会や学校便り、ホームページ等で、学校のいじめ防止及びいじめ対応についての方針を周知し、協力を要請する。

また、その保護する児童生徒に気になる点がある場合は、速やかに学校に相談するよう周知する。

(コ) 小中連携によるいじめの防止

中学校区において、「うらやす幼・保・小・中連携の日」を活用するなど、平素から生徒指導に係る取組について協議し、統一した指導方針のもと指導・支援を行う。

また、中学校進学時に小学校でのいじめ事案等について、その内容、指導経過、現在の状況及び今後の指導の留意点等について情報伝達を行い、中学校での見守りを確実に行う体制を整える。

イ いじめの対応のための取組

(ア) 対応の基本

普段から報告連絡体制を徹底し、いじめに係る問題を含む生徒指導上の諸問題に対して発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込むことなく、学校基本方針に基づき速やかに組織的に対応する。

また、この時教職員の不適切な認識や言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることがないように、指導の在り方には細心の注意を払う。

(イ) 被害児童生徒及び保護者への支援

被害児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全確保を最優先に行うと同時に、安全な環境で事情や心情を聴取し、状態にあわせた継続的なケアを行う。

また、適切な調査に基づき、被害児童生徒及び保護者に適宜状況説明を行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を確実に行う。

(ウ) 加害児童生徒及び保護者等への対応

加害児童生徒や周辺の児童生徒への聴き取り調査等を行い、加害児童生徒に対しては教育的配慮の下、毅然とした指導を行うとともに、事態の深刻さを認識させ、いかなる事情があってもいじめは絶対に許されない行為であることを理解させる。その上で、いじめに至った要因や背景を聴き取り、その抱えている問題を明確にした上で、必要に応じて心理や福祉の専門家等の協力を得て、継続的な指導・支援を行うとともに、その保護者には指導上の助言を行う。

また、いじめの被害者、加害者のほかに、いじめをはやし立てたり面白がったりする観衆や、いじめを見て見ぬふりをする傍観者の立場にある児童生徒に対しては、いじめに加担する行為であることを理解させ、自分の行動を見つめなおさせるとともに、再発を防ぐための具体的な手立てについて指導する。

事案によっては、学校での適切な指導・支援や被害者の意向への配慮の下、学校・警察連絡制度に基づき、警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取ることが必要である。

(エ) インターネットを通じて行われるいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み、名誉棄損、プライバシー侵害等があった場合は、プロバイダに対して速やかな削除を求めたり警察に相談するなど、必要な措置を講ずる。

(オ) 保護者への対応

いじめ問題の解決のため、事実関係を整理し、正確かつ速やかに伝

え、正面から誠実に対応する。その上で、指導方針・具体策を提示し、指導と再発防止の両面への協力を要請する。

また、いじめ問題の指導中及び解決後も、児童生徒の学校や家庭での様子を定期的に情報交換ができるよう要請し、経過観察を行う。

(カ) 関係機関との連携

いじめが暴行・傷害又は私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（いわゆるリベンジポルノ対策法。平成 26 年法律第 126 号）がいう私事性的画像記録の提供等犯罪行為に当たると認められる場合や、被害児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる場合などは、教育的な配慮や被害者の意向に配慮した上で警察に相談又は通報し、被害児童生徒を守る体制を構築する。

(キ) いじめの解消について判断をする際の留意点

いじめは、児童生徒の謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態については、国基本方針に基づき、「いじめに係る行為が止んでいること」「被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」の 2 つの要件が満たされている場合とする。

また、判断する時点については「いじめに係る行為が止んでいる」状態が相当の期間継続していることが必要であり、この相当の期間とは、少なくとも 3 か月を目安とする。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する必要がある。

ウ いじめの防止等に取り組む際の留意事項

(ア) 校内研修の充実

児童生徒が発する小さなサインを見逃さないよう、いじめの態様や特質、原因・背景及び具体的な指導上の留意点等について、校内研修や職員会議で周知を図る。また、教職員の不適切な認識や言動が児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、平素から教職員全員の共通理解を図る。

(イ) 配慮が必要な児童生徒についての特性の理解と支援

学校として特に配慮が必要な児童生徒については、教職員が個々の生徒の特性を理解し、情報を共有して学校全体で注意深く見守り、日常的に適切な支援を行うとともに、保護者との連携や、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

(ウ) 校務の効率化

教職員が児童生徒と直接かかわる時間を十分確保し、児童生徒理解を深化させるとともにいじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

(エ) 学校評価

学校評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、学校評価の目的を踏まえ、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、児童生徒や地域の状況を十分踏まえた目標の設定や、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、学校は評価結果を踏まえてその改善に取り組む。

(オ) 地域や家庭との連携について

学校基本方針等について地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広める。また、教育相談や保護者面談、家庭訪問及び学校通信等を通じて家庭との緊密な連携協力を図るとともに、健全育成会⁴等を通じて地域との連携を図り、より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるよう、学校と家庭及び地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

3 保護者の役割

- ・ 保護者は「いじめが絶対に許されない行為である」ことをその保護する児童生徒に理解させるとともに、加害者にも被害者にもなりうることを意識させ、いじめを行ったり、見て見ぬふりをすることがないように、必要な指導を行うよう努めるものとする。
- ・ 保護者は、その保護する児童生徒がいじめを受けた場合には、適切に当該児童生徒をいじめから保護するものとする。
- ・ 保護者は、市、教育委員会及び学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

4 市民の役割

- ・ いじめを大人たちの問題としてとらえ、学校、保護者と協力して、いじめ防止に一丸となって取り組むよう努めるものとする。

⁴ 青少年の健全育成、非行防止及び福祉の向上を図るため、情報交換や関係機関との連絡調整を行うとともに、活動を通し次代を担う青少年の健康で明るく、思いやりといたわりの心を養い、地域に対する愛着と誇りを持った、自主自立のできる青少年の育成を図ることを目的とし、各中学校区ごとに組織されている。

- ・ 豊かな人間関係を育むため、児童生徒が登下校する際に声掛けをしたり、地域の祭りや行事等に児童生徒が自主的に参加できるような環境づくりを積極的に行うよう努めるものとする。
- ・ いじめ（疑いがあるも含む。）を発見した場合や児童生徒からいじめに関する相談を受けた時は、速やかに保護者、学校、教育委員会又は関係機関に情報提供や通報を行うよう努めるものとする。

5 重大事態への対処

(1) 学校の設置者又は学校による調査

ア 重大事態の発生と調査

(ア) 重大事態の意味

- 一 いじめにより学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。

例えば、

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合 等

- 二 いじめにより学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。

「相当な期間」については、国の基本方針では不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としている。これを基本としながらも、日数だけでなく、いじめの状況及び被害児童生徒の状況から、個々のケースを十分把握したうえで柔軟に判断する。

また、被害児童生徒や保護者から、「いじめにより重大事態に至った」旨の申立てがあったにもかかわらず、その時点で学校がいじめの結果である旨の確証を得られない、あるいは「重大事態」であるとの確証を得られないと判断した場合、教育委員会は、重大事態が発生した場合に準じて報告・調査等に当たることとする。

(イ) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合には、市立学校は、直ちに教育委員会に対し、事態発生について報告する。報告を受けた教育委員会は、市長に対し、事態発生について報告する。⁵

⁵【参考】千葉県立学校は、県教育委員会に対し事態発生について報告する。私立学校は、県私立学校担当部署に対し事態発生について報告する。

(ウ) 調査主体等の決定

教育委員会は、学校から重大事態発生の報告を受けた時は対策本部を招集し、調査主体（学校・教育委員会・対策調査委員会）及び調査方法について、協議の上決定する。

(エ) 事実を明確にするための調査の実施

調査に当たっては、国基本方針改定時に策定された「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の内容により適切に実施する。「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、市立学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、客観的な事実関係を速やかに調査することが大切である。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではない。

また、調査で得た資料については、プライバシーに関する情報を多く含むものであるから、市民に疑念を持たれることのないよう、その取扱いには十分留意する必要がある。

(オ) 調査結果の報告等

組織による調査が終了したら、市立学校及び教育委員会は、いじめを受け、またはいじめにより重大事態に至ったと申し立てた児童生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係その他の必要な情報（以下「調査結果」という。）を速やかに提供する。教育委員会は、市長に対し、調査結果を文書により報告する。

(2) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

ア 再調査

報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態の対処又は同種の事態の発生の防止のために必要があると認めた場合は、再調査を行う。

再調査の主体（下記イ参照）は、教育委員会等による調査と同様に、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

イ 再調査を行う機関の設置

再調査を実施する機関については、附属機関を設ける等、市長の判断

で行う。

ウ 再調査の結果を踏まえた措置等

教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は同種の事態の発生防止のために、指導主事等の派遣による重点的な支援、人的配置の強化、関係機関との連携強化推進等の支援を行う。

第3 いじめの防止等のための対策に関する重要事項

1 評価及び検証方法

教育委員会は、毎年、いじめ防止対策の実施状況その他いじめに関する資料等を対策調査委員会に提示し、点検評価を受け、各種施策の改善を進める。

2 市基本方針の見直し

市基本方針は、対策調査委員会によるいじめの防止等のための対策の実態分析等に基づき、必要があると認められるときは、改善のための見直しを行う。

市基本方針の内容に変更があった場合、市は、ホームページ等を活用し、市民に周知する。